

子どもの日本語教育研究会第4回大会

2019年3月2日（土）於：武蔵野大学

文化間移動をする子どもたちの 在留資格と進路

2019/3/2

弁護士 児玉晃一

（東京弁護士会）

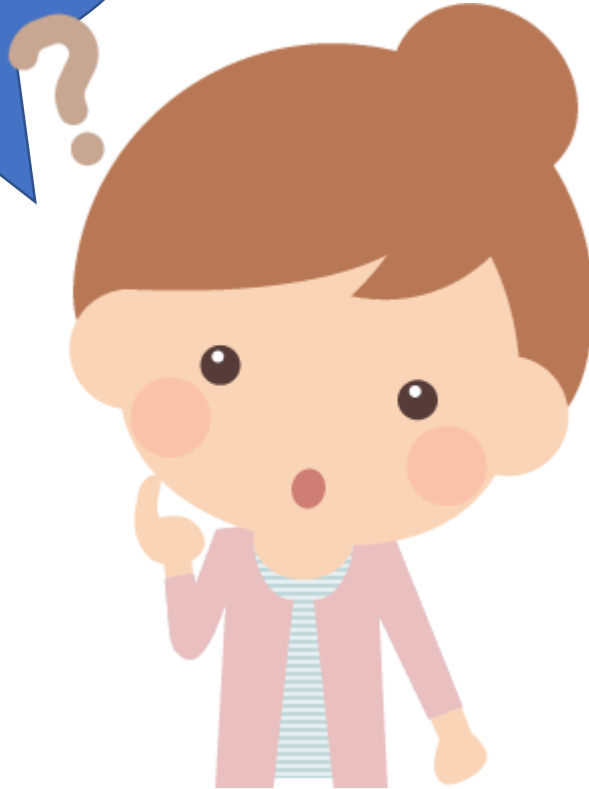
こんな相談を受けたら？

- ぼくは、タイ国籍の父母の子として、甲府市で生まれました。父はぼくが小さいときにいなくなって、会った記憶がありません。
- その後、小学校には行かずに過ごしていました。
- 地域のボランティアの助けで日本語を学び、地元の中学校に2年生から編入しました。母と一緒に入管に出頭しました。
- 今は中3になりました。でも、入管にビザを認めてもらえず、一度も行ったことのないタイに帰れと言われていています。

疑問？

ビザ
は？

国籍
は？



日本国籍

出生

- 国籍法2条・3条
- 取れない

帰化

- 国籍法4条
- 素行善良→×

子どもの在留資格 種類

家族滞在

• 就労等の在留資格の親による扶養

日本人・永住者の配偶者等

• 日本人や永住者の子（国籍未取得）

定住者

• その他の類型

特定活動

• 難民申請している家族、起業の準備

留学生

• 大学、専門学校など

家族滞在で在留する子の就労

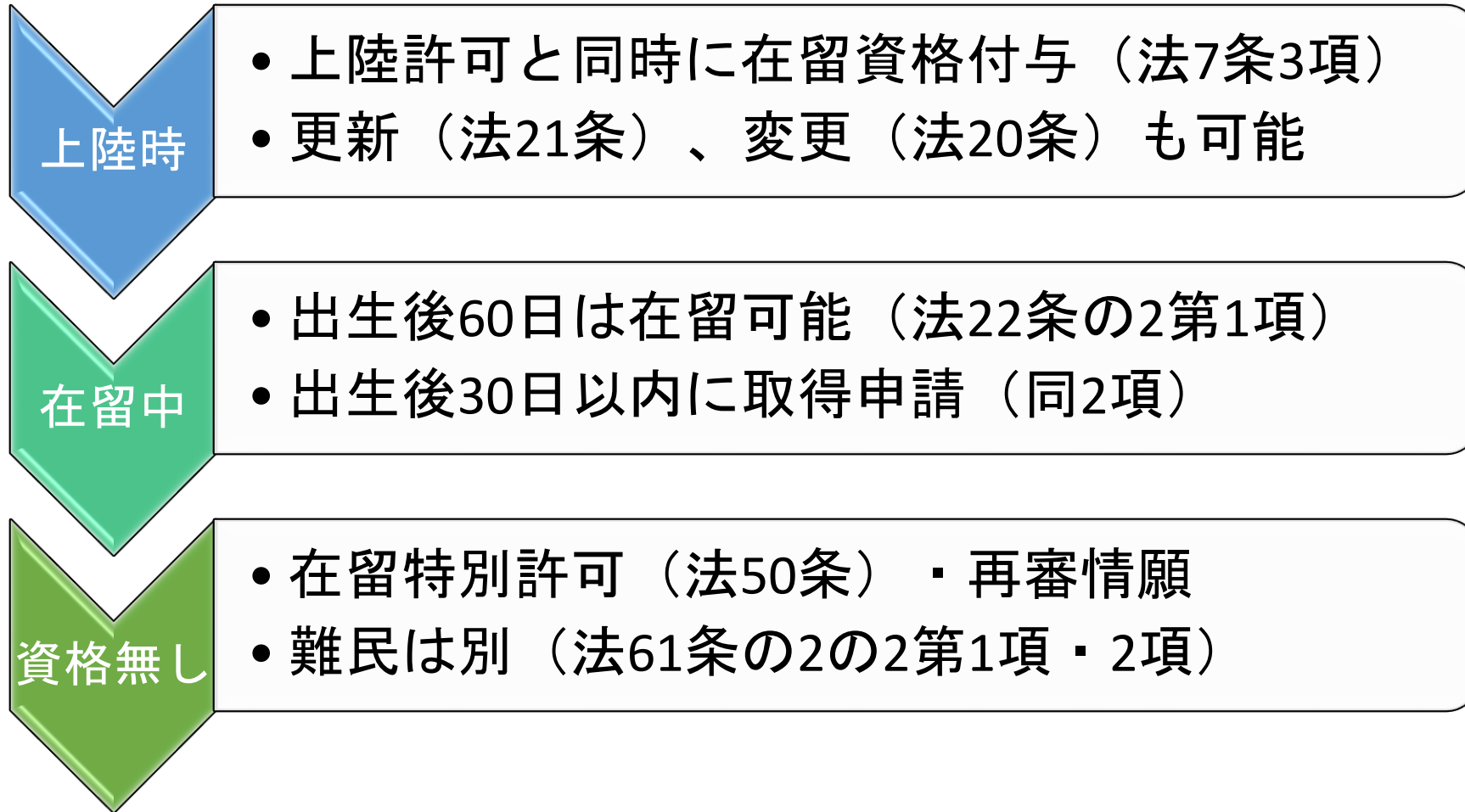
家族滞在

- 資格外活動 週28時間
- 「扶養」から外れる危険

資格変更

- 定住者 義務教育の大半
- 特定活動 中学校の1年間

在留資格取得の手続



在留特別許可

「在留を特別に許可すべき事情」（法50条1項4号）

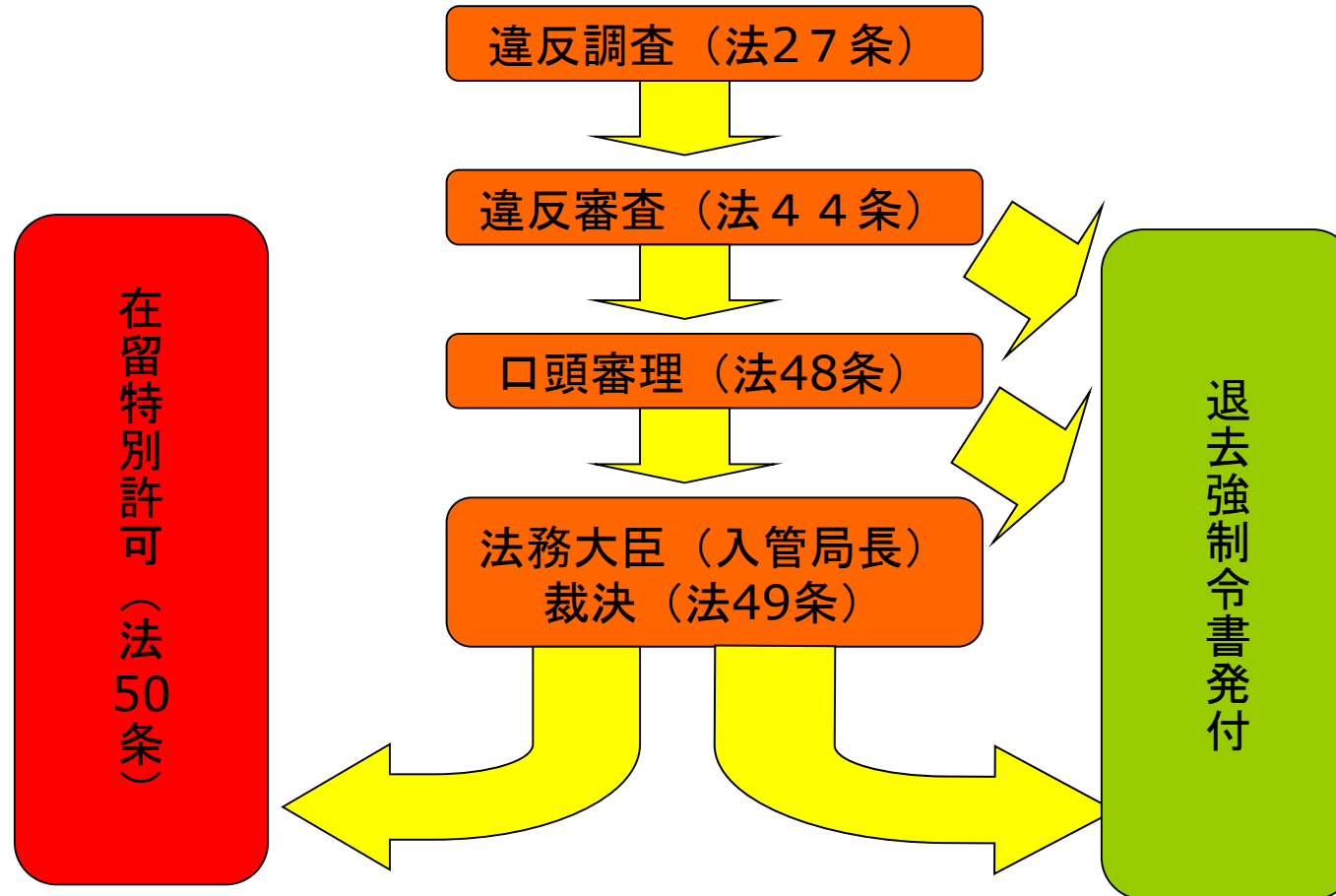
法文上は「法務大臣」

- 地方入国管理局長に委任できる（入管法69条の2）
- 規則上は入管局長が原則、法務大臣裁決は例外（入管法施行規則61条の2第9号）

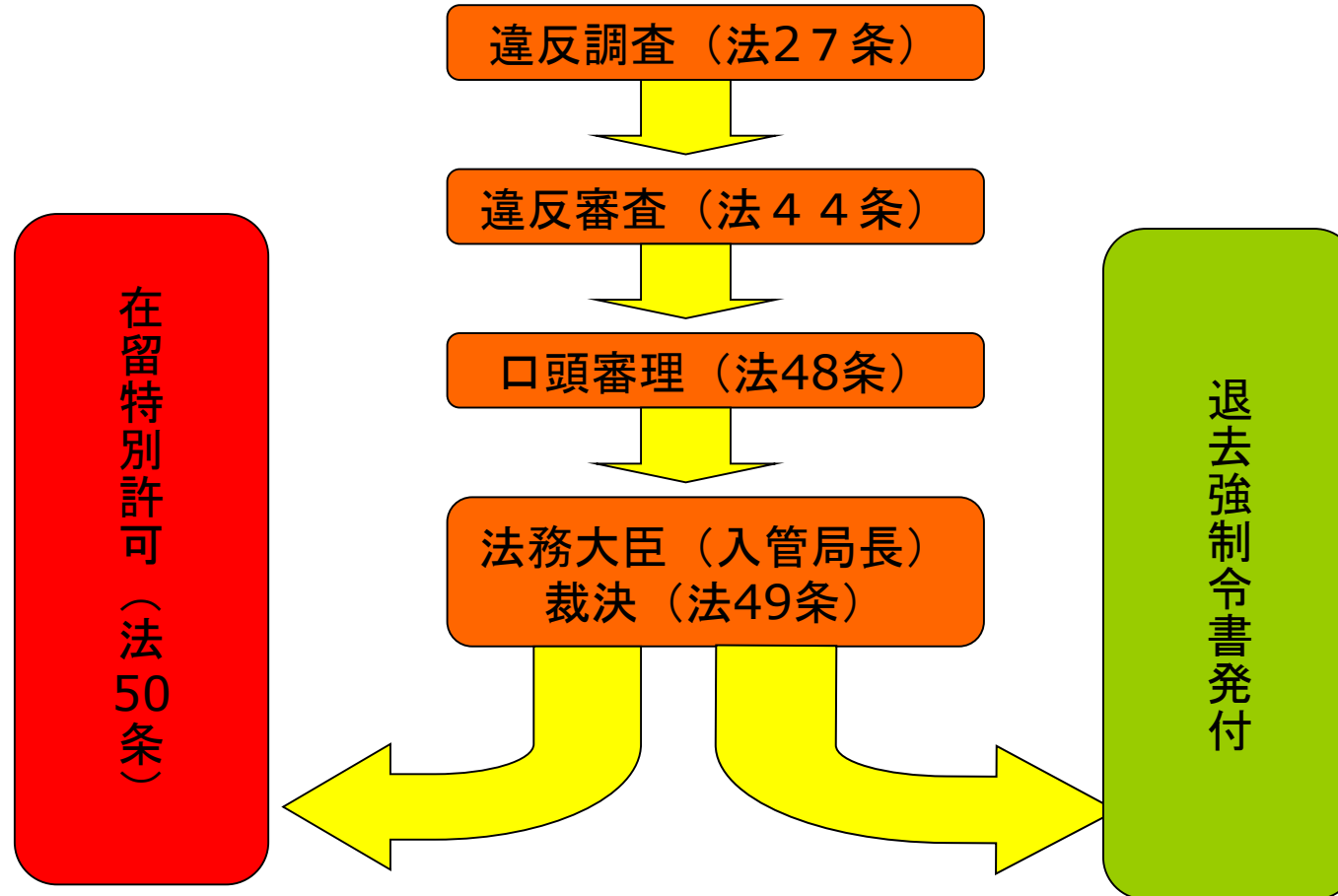
どんな場合？

- 在留特別許可ガイドライン
- 法務省公表の在留特別許可事例

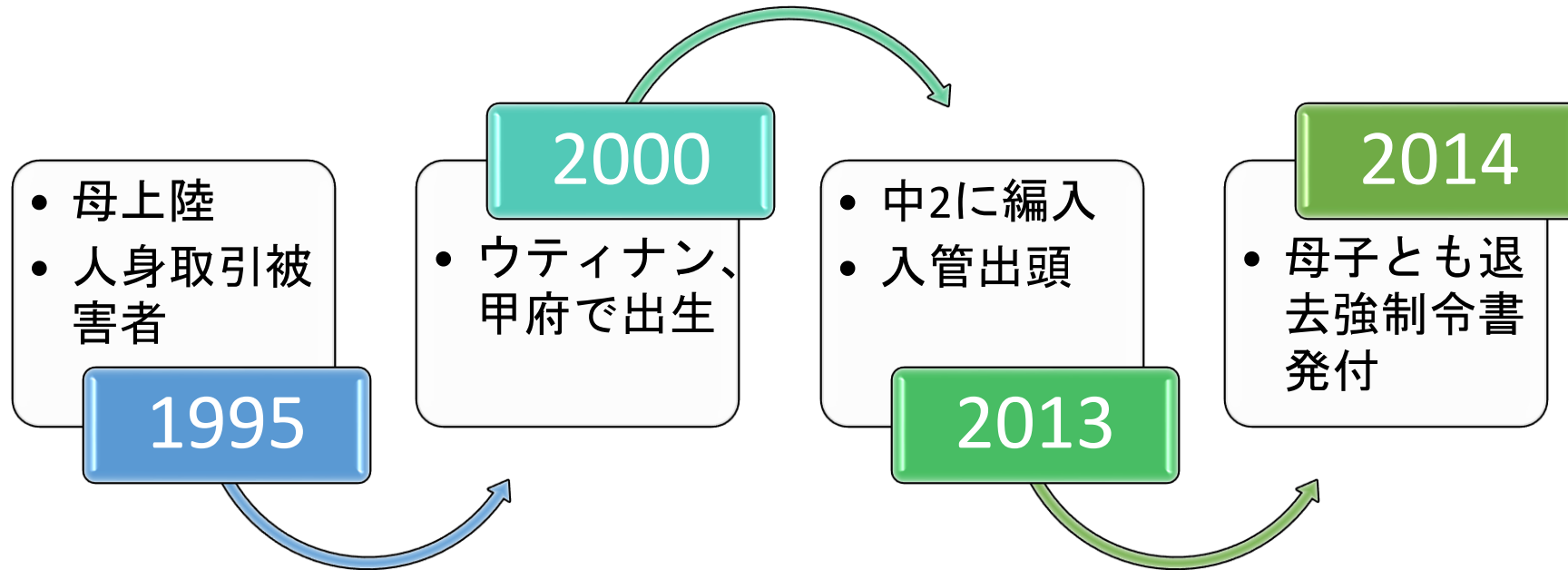
手続図



再審情願



ウティナン君事件 概要



訴訟経過①

2015.1.31 提訴

2015.4.23 第1回期日

- 署名 約1万5000通
- 本人意見陳述

2015.7.2 第2回期日

- 同級生の嘆願書等
- 第1準備書面～第5準備書面提出

主張の骨子

母

定着性

中学生の子を監護養育

出頭申告

消極事由はほとんどない

子

定着性

出頭申告

消極事由なし

訴訟経過②

2015.9.11

第3回期日 国側の反論

2015.11.20

第4回期日～本人尋問

- 山梨県民の日
- 甲府からの高校生が傍聴席を埋める

2016.3.10

第5回期日←2/18から裁判所都合で変更

- 結審
- 裁判長突然の交替

2016.6.30

判決

判決

母

定着性

中学生の子を監護養育

出頭申告

消極事由はほとんどない

長期の不法残留・不法就労は消極事由

子

定着性

出頭申告

消極事由なし

帰責性なくとも
消極事由として
考慮

それほど
重要では
ない

一審判決 付言

- (仮に、今後、原告母が本国に送還された後も原告母に代わって原告子の監護養育を担う監護者となり得る者が現れてそのような支援の体制が築かれ、原告子自身も本国に帰国する原告母と離れても日本での生活することを希望するなどの状況の変化が生じた場合には、そのような状況の変化を踏まえ、再審情願等の手続を通じて、原告子に対する在留特別許可の許否につき改めて再検討が行われる余地があり得るものと考えられるところである。)

ガイドラインと裁判例

本件判決

- 例示にすぎない

比例原則・ 平等原則違反

- 大阪高裁 H25/12/20判時2238・3
- 名古屋高裁 H25/5/30 未公刊
- 名古屋高裁 H25/6/27 判例秘書

一審判決後

2016 9月	母のみ帰国
2016.10.18	控訴審第1回 結審
2016.12.6	控訴審判決 敗訴
2016.1	上告取下げ
2017.12.14	再審情願が認められ、在留特別許可（定住者）

資料

1. 国籍法条文（抄）
2. 「高等学校卒業後に日本での就労を考えている 外国籍を有する高校生の方へ」
3. 在留特別許可に係るガイドライン